

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○と畜場法施行細則の一部を改正する規則

（食と暮らしの安全推進課）

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

一

告 示

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

（障害福祉課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（同）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

（同）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

二

○道路の供用開始

（道路課）

三

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

（都市計画課）

三

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第八号水中「及び第十三条の二第一項」を、「第十三条の二第一項及び第十三条の三

第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則（昭和二十九年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表中「回」を



に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第四号口中「第十三条の二」の下に、「第十三条の三」を加え、同号八中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年六月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百九十五号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
 所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により告示
 する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二七〇〇五四五	ふれんず 黒川郡富谷町富ヶ丘 二十一丁目十二番 澤整形外科2F	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人自閉症 ピアリングセ ンターここね	平成二十四 年 四月一日
○四五二六〇〇二一六	多機能サポートラ ンドさわおとの森 宮城郡利府町沢乙字 欠下東十八番二	保育所等訪問支 援	特定非営利活 動法人さわお との森	平成二十四 年 四月一日
○四五二五〇〇五三一	放課後ケア満天の星 大崎市古川中里三丁 目三・三十二	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人輝らら 会	平成二十四 年 四月一日
○四五二五〇〇五四〇	レスバイト・ケスカ ムカム 大崎市古川塚目字屋 敷二十六・二	放課後等デイサ ービス	特定非営利活 動法人くもり のち晴れ	平成二十四 年 四月一日

○宮城県告示第四百九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
 ービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二一四〇〇三三七	障害児デイケアセン ターこどもの広場 東松島市矢本字道地 浦百三十九・一	短期入所 ービス	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十四 年 四月一日

○宮城県告示第四百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設

設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
 平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サ ービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二五五〇〇八三四	宮城県啓佑学園 仙台市泉区南中山五 丁目二番一号	生活介護	宮城県	平成二十四 年 四月一日

○宮城県告示第四百九十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉
 サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により
 告示する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
○四二一五〇〇五一	社会福祉法人大崎 誠心会	あやめ学園	あやめ学園	平成二十四 年 四月一日
		すまいるあやめ	すまいるあやめ	
○四二二七〇〇六四	社会福祉法人永楽 会	あさいな学園	あさいな学園	平成二十四 年 四月一日
		支援施設あさいな	支援施設あさいな	

○宮城県告示第四百九十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サ
 ービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により
 告示する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害 福祉サ ービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二一五〇〇六九	第一あやめ学園	短期入所	社会福祉法人	平成二十四 年

○四二一五〇〇八五	大崎市古川小野字風山一・十二	短期入所	大崎誠心会	三月三十一日
第二あやめ学園分場 たてやま 大崎市三本木字西沢 三十五・一		社会福祉法人 大崎誠心会	平成二十四年 三月三十一日	

○宮城県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月二十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	百十三号	伊具郡丸森町箱矢間箱山字直洲四四番一地从先から 同郡同町字神明南六五番一地从先まで	平成二十四年 五月三十一日 午後五時三十分

○宮城県告示第五百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十四年五月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
大和町大和インター周辺土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
黒川郡大和町落合舞野字大横手二十三番地一
- 三 設立認可の年月日
平成十年一月二十九日
- 四 変更認可の年月日
平成二十四年五月二十三日